

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二 コーポ幡ヶ谷九〇四 電話 03) 337714649 FAX(03) 329915367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

「音威子府みそ」本格販売へ 国労音威子府闘争団……………2

サミットはご用済み 滝野 忠……………3

—エビアン・サミットとは何であったか—

労働組合って何……………5

—郵政・人事制度改革をめぐる—

「解雇は原則自由」の字句は修正……………7

◇資料1 日本労働弁護団◇

有期雇用及び裁量労働についての意見……………8

◇資料2 自治労二世紀宣言案◇

基 本 目 標……………10

課 題 は 山 積 み……………11

—組合大会シーズンの始まり(上)—

俳 句……………14

読者からのおたより……………13

旬刊 社会通信

NO. 871

二〇〇三年六月二一日号

二〇〇三年六月二一日発行
(毎月一日・二一日・三十一日三回発行)

「音威子府みそ」 本格販売へ

ここ数年がかりで準備してきた、手作り無添加の「音威子府みそ」を近日中にも商品として完成させ、いよいよ本格販売に踏み出す最後の詰め（準備）に追われています。もちろん、一方的に「思い通りに進む」との甘い考えは厳禁。少しでも間違いない取り組みにするためにも、支援の方々の助言なども参考にして、多くの方々に喜んでいただける（体と自然に優しく美味しい）商品にしていきたいと思っています。

五月一九日、石田村議（闘争団）と金児団長は、先の選挙で新村長となった千見寺村長を訪ね、これまでの、闘争団と事業体に対する村の援助に、お礼を申し上げるとともに、引き続きの協力要請をしました。

その中で、「音威子府みそ」を本格的に商品化し、将来的には地場産業に、と現在奮闘中であり、今後、なおいっそうの村のサポートもお願したい旨要請。千見寺村長からは、「押しなべての援助ではなく、村にとつてとくに元氣の出る事業や取り組みには、他を削つてでも積極的に援助していきたいと考えている」と話され、詳細については別途、担当課を窓口相談をしていくこととなりました。（ガンバルぞー！）

全国の仲間の皆さん！ 私たちの「村おこし」をも視野に入れた、手作り無添加「音威子府みそ」を一緒になって育ててください。

「音威子府みそ」も、労協商品の羊羹、木工品につづき第三の商品として発展をし、年産一〇トン体制まで高めることが出来ました。この間、皆様に納得のいく味噌を、北海道産の大豆（低農薬栽培）・さらさら三七七米糍・食塩を原材料に、「品質と安全」にこだわりの、発酵止め等の添加物はいっさい使用せず、生きた味噌を作り上げることが出来ました。このたび、懸案であった味噌工場の目途（村の遊休施設活用）が立ったことから、将来的には地場産業として村に根付かせ、更なる増産をと考えております。

本格的な生産体制の確立とともに、販売も本格的に始めるにあたり、次のことを前提に、今の力量でどこまで出来るか。

以下の購入方式を考えてみました。

味噌にするためには熟成期間（一〜二年）を要するため、事前にある程度の計画を立てられるのがリスクが少なく一番望ましいといえます。また、送料との関係もあり、現状の力量では、年単位の取扱い契約を基本とせざるを得ません。一般の顧客（地元、直販等の小売）に対し、これを「会員」と位置付けたいと考えています。

この「会員」、つまり年契約の取扱い窓口者は、年間九〇キロ以上の味噌を扱っていた大きくこととなります。超える端数については別途相談（後でふれる送料との関係）。年間九〇キロの味噌の発送については、二ヶ月に一回のサイクルで、一五キロの味噌を年六回に分けて、指定の場所に発送することになります。つまり、一ロット一五キロと理解してください。

この方式でご協力願えれば、送料（クール便）は別料金とすることなく、一キロ六〇〇

円を提供することが現状の中でも可能です。
少しでもお求め安い価格に近づける努力は、今後も引き続き追求していきたいと思いま
す。(国労音威子府闘争団)

サミットはご用済み

—エビアン・サミットとは何であったか—

外交と戦争 世界史は新しい段階に入ったようである。イラク「復興」、核を中心とする
大量破壊兵器「取り締まり」、イスラエルとパレスチナ自治政府との「和解」、世界の分け
合いをめぐるヨーロッパ、北東アジア、中東でめまぐるしい外交戦が展開されている。
外交とは国家権力間の「国益」拡大・護持を目的とする「平和的」な争いであり、その延
長上にあるのが直接の暴力行使、戦争である。

先進国首脳会議は一九七四年、国内外の矛盾拡大とともにそれまでの世界支配の道具で
あったIMF/GATT体制の動揺から、先進資本主義が結束、協調を強めることで新た
な世界支配確立を目的におこなわれるようになった。

ソ連の影響力を低め、先進諸国の結束が目ざされた。G7の国ぐに(アメリカ、カナダ、
イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、日本)は、相互に対立しながらも、資本主義体
制を守ることで「一致」した。

G7は一九九〇年代はじめ、「敵」であったソ連が崩壊したことでその役割を終えた。
国連と同じである。国連安保理の常任理事国の「拒否権」は、体制の違いを相互に認識
し合った上でつくられた外交の「結果」であったからだ。「核大国」ロシアはG7への参
加を要求し、今度のサミットから正式に参加、G7はG8となった。

G7からG8へ ロシアは「先進国」とはともいえない。アメリカ同様の核大国だが、
経済力はといえば世界に占める規模はわずか〇・八% (ちなみにアメリカ三一・九%、日
本一六・七%、ドイツ六・一%、フランス四・二%、イタリア三・五%、カナダ二・二%、
これら七ヶ国で世界経済の六八・一%を占有する) にすぎない。

G7の思惑は資本主義国となったロシアを経済的に支援し、核兵器の拡散を防ぐととも
にソ連の強い影響下にあった東ヨーロッパ諸国を取り込むことであろう。この思惑は成功
したかに思われる。「戦争に道理がない」との大合唱のなか、アメリカ、イギリスがおこ
したイラク侵略戦争に旧ソ連、東欧諸国がぞくぞくと支持声明を発した。アルバニア、ア
ゼルバイジャン、エリトリア、エストニア、グルジア、ハンガリー、ラトビア、リトアニ
ア、マケドニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、ウズベキスタンといった国ぐに
である。

国益が前に 今度のサミットほどに国益をめぐる争いが前に出たことはなかった。それは
それは①十三本もの文書がつけられたこと、②政治宣言や経済宣言が完全に姿を消し、議
長国首脳が総括文を発表する方式が定着したこと、③ブッシュの遅刻、早退である。とり
わけ、ブッシュの「遅刻」「早退」の意味は大きい。国際世論なんてくそくらえだ。おれ
たちはイラクを粉砕した。この余勢をかって、今度はパレスチナ問題を軸に中東全域をお

れの好みに合わせることで、弱小国はかつてにおしゃべりしてればいい、おれには他にやることがあるとの表明であったからだ。

サミットのテーマは数々あげられた。最大の課題はイラクの「後処理」と利権の分配だったが、五月の国連安保理が①米英はイラクを占領国として支配、②国連は人道援助、復興、国と地方の統治機構の設立で重要な役割を果たす、③占領国以外の国は「当局」（総司令部）の下で活動、④国民を代表する政府が樹立されるまでは「当局」が責任を負う、⑤イラク開発基金の運用は「当局」の監督のもとでおこなう、を内容とする「イラク制裁解除決議」ですでに決着していたから、論議の余地はなかった。

サミットではこの他①世界経済、②SARS（感染症）対策、③通商（WTO）、④温暖化防止、⑤構造改革がテーマとなった。

今もつとも重要なのは世界経済のゆくえ。世界的デフレの流れの中でアメリカの双子の赤字（貿易赤字と財政赤字）はもつとも重要な問題であるはずだが、アメリカへの輸出で息をついている各国はこの問題にはふれられないというわけで、ブッシュが「強いドル」を表明するにとどまった。

ここでもアメリカ追従 「強いドル」に一言すれば、アメリカの貿易赤字は〇二年度、四千億ドルを超え、財政赤字は〇二年度、三千億ドルをこえた。そこに議会によって半減されたといえ今後十一年間で三千五百億ドルの減税である。この減税政策が経済回復の契機となり税収がふえれば問題はない。そうならなかった時、アメリカの財政赤字は日本の不良債権以上にふくれあがり、世界経済にとつもない影響を与えずにはおかない。

「強いドル」への協力にもつとも熱心なのが日本の金融当局で、日本の外貨準備（おもにドル）は、五千四百億ドルにもふくらんでしまった。五月には円高回避のために四百億ドルものドルを買った。そのドルはアメリカ国債で運用されている。ドルが暴落した時、アメリカ国債は紙くずになる可能性を秘めている。

「イラクには核、大量破壊兵器があり、それを撃ち込むミサイルもある」とイラク戦争を始めたアメリカに追隨したのが小泉首相。しかし、核、ミサイル、大量破壊兵器は必死の搜索にもかかわらず出てこない。日本は政治的ばかりでなく経済的にもアメリカに追従している

北朝鮮包囲網 日本にとつてもつとも重要なことは、「拉致」問題をテロの一環として議題にし、議長総括で北朝鮮の核の問題と同列に「その包括的解決」が宣せられていることだ。北朝鮮包囲網の世界的形成である。この背景にはブッシュの思惑がある。やり方もイラク流である。アメリカは北朝鮮の核開発資金はマヤク、ニセドル、ミサイル輸出で、ミサイル部品の九〇%が日本から入っていると包囲網をせばめている。

これに符節を合わせるかのように、政府は国民感情を口実に①万景峰号の入港規制強化、②不審船の掲示といったように、反北朝鮮感情をさらにおおる政策を次から次へと実行し始めている。そこに有事法制の国会通過である。

有事法制は戦争法。戦争とは仮想敵国をつくり、その国の武装解除、せん滅を目的とする国家権力の総動員態勢である。

（滝野 忠）

労働組合つて何

―郵政・人事制度改革をめくって―

人事制度改革の骨子

郵政事業庁から、郵政内各労組に対して「人事制度改革」が提案されている。その提案は、柔らかに粉飾を施されて当局の手で職場に配布された。「人事制度改革」と言えば聞こえはいいが、その内実は、露骨なまでの賃金差別政策なのである。

その骨格は、「①現行俸給表を縮減し職能調整額と役職調整額に振り向ける。②現行の八級制を四級制に改め役職にリンクさせる（現行の昇格調整額「は廃止で職能調整額に移行」と俸給を縮減した原資で職能調整額を新設する）。③毎年四月一日に行っていた定期昇給と六月に行っていた特別昇給を一つの昇給制度（基礎昇給・加算昇給）に統合し、評価結果が優秀な者に昇給号俸を加算する一方、著しく不良な者の昇給を抑制し、昇格制度を厳格・公正にする。④事業別のボーナス月数はその都度の各事業の経営判断により決定する。ボーナスの構成要素を基礎的支給部分と業績反映部分に分け、このうち業績反映部分に対して人事評価に基づく個人成績率を反映する。⑤現行手当を縮減・廃止し、新たな手当を新設する」等から成り立っている。

俸給表縮減は賃下げ

この賃下げ提案は、全通第五六回定期大会が「第一号議案付属方針」で「俸給表は、生活保障の要素として不可欠ですが、現行の硬直的な年齢給の要素を実態に則して見直すことは必要といえます」と決定したのを受けて、局側が踏み込んできたものである。

基礎賃金が下がれば、超勤単価も下がり、ボーナスも下がり、退職金も年金も下がるのである。労働組合が認められることではどうていないが、これについて全通本部は「第一八回中央委員会議案」で、次のように提案した。

「(2) 能力・実績に応じた給与制度とするためには、前述したとおり現行原資をベースに制度を検討していくこととなることから、属人的な原資の移動は生じることになり、その場合俸給表から一定の原資を縮減することは割り切って対応することにします。問題は、実質どの程度の原資を縮減する必要があるのか、全体の給与体系の中で検討し要求を組み立てます。」としている。

これは、労働組合としては、歴史的犯罪である。縮減される原資は、役職調整額と職能調整額に積み上げられるのである。現在、高齢で低い地位にいる郵政労働者は、マル生時代、全通防衛のために日々つくしてきた者である。そこから取り上げた原資や、若くてやつと暮らしている労働者から取り上げた原資を、役職者手当と職能調整額に積み上げてしまえという施策に大網賛成しているのだから呆れ果てる。

新昇格制度は早くも破棄か

新昇格制度導入の売りは、「役職に就かなくても8級になれる」であった。それが、早くも破棄されよう、としている。新昇格制度のポイントは、挑戦加点システムで、毎年「小

包五〇個」が課長から示され、ノルマ達成が言われ、現場の仲間たちは、それに追われるように営業や自爆営業に走ってきた。生活空間で営業していた仲間もいた。それがここに来て、役職が上がらなければ昇格できないと提案されてきたのである。

「ぼすたるサービスマスターが登録事業者から七パーセントの手数料をとって、天下り法人が濡れ手に粟の儲けを上げ、小包事業は、登録業者が流し込む割り引き小包のせいで赤字を増やしているんだから協力できない」と開き直っていたものはいざ知らず、ノルマに追われるようになっていた者は、心中穏やかには受け取れないだろう。狙いは明らかに、役職が上がらなければ賃金は上がらないというシステム作りだろう。

それほど、郵政職場では、降格願いを出すものが多く、役職になり手がないのである。しかし、それにも但し書きはある。提案の中に「厳格に行使できる降任・降格システム」の項目があつて、「二年連続で評価の低い者は郵政局等で対話指導し、パワーアップ研修を受けさせ、三年連続で評価の低い者は降任・降格候補者として人事部門で処分を検討し降格させる」と言うのである。高い賃金を受け取ることになる役職者もまた、日々、戦々恐々としていることになるのである。

一号俸から八号俸の差がつく意味

現在の昇給制度は、四月の定期昇給と六月の特別昇給制度があつて、特別昇給制度には成績特昇と調整特昇がある。定期昇給は毎年四号俸で、成績特昇も四号俸だがこれには競争がついてまわる。

しかし胸章裁判を起こす前は、原告となつた者たちでも七年か八年に一度は受けられていた。調整特昇は、過去に減額された昇給号俸の回復である。定期昇給四号俸と成績特昇四号俸を四月で統合し、八号俸、六号俸、四号俸、三号俸、二号俸、一号俸の段差を設ける。

四号俸以上は加算支給と呼び、現在の四年の選考制限を二年に短縮して、機会を増やすために四号俸と二号俸の二種類に分ける。そして、欠格基準を厳格化し、評価結果が著しく不良な者については昇給号俸数を抑制し、調整特昇は廃止すると言うのである。

毎年、評価結果が著しく不良と認定される者と、優良とされる者との間には、生涯賃金でどれだけ差がつくだろうか。考えただけで背中に寒気が走るのである。郵便配達という仕事には、賃金に差をつけられるほどの違いは出ない。そこにも、これだけの差別をつけようと言うのである。

とつみても手当カッター

業務関連手当改正については、縮小される手当（郵便の場合）は郵外調整額・総合外務調整額と郵内調整額である。

廃止される手当は、郵便営業企画課等調整額・郵内加算額・郵外加算額・夜間交代制加算額・総合局外務加算額・機動車運転手当・現金出納手当、である。新設する手当は検討中（個人の能力・実績を反映）で、拡充する手当は、郵便販売促進手当・郵便物完全区分手当である。郵便販売促進手当が天下り先の「ゆうパック」販売と結び付いて、郵便業財

政圧迫に一役買ってきた事は、知る人ぞ知る、である。

縮小・廃止手当には基準内賃金に組み込まれていてボーナス時の掛け算の対象になっていた項目がかなりあるが、新設・拡充手当は、その変動的性質から基準内賃金になり得ないものばかりだということである。

縮小・廃止される手当が、そのまま新設・拡充手当に打ち返されたとしても年収にすれば大きな金額が賃金から抜き取られることになるのである。

ボーナスも差別

ボーナスも差別化提案である。現在の一律支給年四・六五月分を基礎的支給分三・二五月と業績反映分一・四月に区分し優秀者には年間〇・四月分以上を加算し、標準者はプラスマイナス〇で、良好でない者は、〇・一月差し引くというのが提案である。

優秀者の〇・四月分以上加算のためには、その四倍の「良好でない者」を生み出さなければならぬ施策である。郵政職場にそんなに不良扱いされなければならぬ労働者がいるとはとうてい思えない。さらに、この提案は全体のボーナス抑制を含んでいる。

基礎的支給区分には扶養手当が算定基準額に組み込まれているが、業績反映額では、扶養手当は算定基準額から外されているのである。これは、第五六回定期大会で全通が「扶養手当は生活維持給的性格を持ちながら、属人的かつ変動的要素が強く、基準内賃金として適切かどうか検討していく必要があります。」と決めてしまったことに呼応したものである。

「競争賃金なら組合はいらないツすよね」

この説明が郵便局の業務研究会でなされてから、ある若者が話しかけてきた「競争賃金なら組合いらないツすよね」というのである。こんな賃金差別が職場に入ってきたら、労働組合は存立基盤を失う。

平等だから、みんな力で合わせられるのである。年功序列を槍玉に上げる向きもあるが、生涯賃金としては平等なのである。さらに言うなら、賃金差別の武器を資本に与えれば、その人事権はどんなことにでも使われると言うことである。天下り法人に牛耳られているのが「郵便営業施策」だが、賃金差別強化でこの傾向は強まりかねない。

全通労組は、この競争賃金の導入によって、さらに求心力を失い、今よりも急速に存在意義を失って行くだろう。それが、今から見えている。「これで給料下がったら、組合費払わないで補填するしかないですもんね」その若者は、こうも話した。しかし、そんなことは言ってもらえない。本施策で一番ひどい目に合うのは、一級二級在級の若年労働者なのだ。総力で闘おう。

(S)

「解雇は原則自由」の字句は修正

現代社会では生産手段から自由な労働者階級が八〇%超にも達する。小規模な生産手段をもちながら労働力を売る兼業農家、漁民をくわえれば九〇%にちかい。自営業者は駅前

商店街を見れば明らかなように、大手スーパー、コンビニ、チェーン・ストアの進出でクシの歯が抜けるような惨状を呈している。こうして、労働者の数はふえつづける。

労働者は奴隷のように拘束されるのではなく人間として「自由」である。しかし、この「自由」は制限されている。生産手段をもたないから、労働力を売ってしか生きられないからだ。資本は資本の価値増殖の必要に応じて労働者を雇い入れる。しかし、資本が必要としなければ失業者となり路頭に迷う。こんな地位を改善するために労働運動の発展の中で、政治をつうじ資本の「首切り自由」を制限したのが労働組合法、労働基準法などの労働法制であつた。

資本と資本の意志を代行する政府は労働基準法改正案の中に、「法律で制限されている場合を除き、使用者側は労働者を解雇できる」と明記した。これにたいし、労働弁護団はむろん日本弁護士会も反対。連合、全労連、全労協の各労働組合はかつてない反対運動をくり拡げた。

六月四日、衆議院厚生労働委員会は①解雇ルールの法文化、②有期契約の契約期間の上限延長、③裁量労働制の対象事業場などの要件緩和を内容とする「労働基準法の一部を改正する法律案について一部修正し可決した。焦点の解雇ルールについては「解雇は原則自由」とする前記の一節を削除し、次のように修正された。

「使用者は、この法律または他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制限されている場合以外の場合であっても、労働者を解雇することにつき客観的に合理的な理由があり、かつ、当該解雇が社会通念上相当と認められるものであるときでなければ、労働者を解雇することができないものとする」と

まずは「解雇の原則自由」の字句が修正されたというわけである。これにたいし、「抜本修正させることができた」（連合）、「政府原案の危険な要素を削りこれまでの判例を具体化したものとなっており、評価することができ」（全労連）としている。この他、①有期雇用契約、②裁量労働制については、両労働組合ともに「多くの問題点」（連合）、「とうてい認めるわけにはいかない」と、追及の構えを示している。しかし、労働者派遣法等の一部改正案は六月六日、無修正なまま参院を通過した。以下、有期雇用契約、裁量労働制の問題点について、日本労働弁護団の意見書を資料として掲載する。

◇資料1 日本労働弁護団◇

有期雇用及び裁量労働についての意見

労働基準法改正法案中、労働政策審議会労働条件分科会において十分な論議がなされていない有期雇用及び裁量労働に関し、以下の通り意見を述べるものであり、国会における十分な審議のうえ、必要な処置が採られるよう強く要望するものである。

第一、有期雇用労働者の退職の自由の確保

一、雇用契約の一方当事者たる労働者が生身の人間である以上、その人身の自由や人格は最大限尊重されねばならず、いかなる雇用契約においてであれ、退職の自由が確保されねばならない。年季奉公は当然とされた明治二十九年制定の民法においてすら、期間の定め

のない雇用契約では退職の自由が認められている。

翻つて、今日、有期雇用契約は、期間満了により理由なく契約を終了させようという、解雇規制回避の手段として専ら使用者の必要と利益のために多用されているのであり、その「期間」が厳密な意味での契約期間ではなく、ほとんど賃金措置期間でしかないことは、多くの有期契約が更新され、また、雇止め紛争を多発させていることから明らかである。即ち、現在の有期雇用契約は退職の自由を規制する機能は有していないのであり、退職の自由の点では期間の定めのない雇用契約と同質であり、これを別異に扱うべき理由もない。この点は、有期雇用契約における退職の自由をめぐる判例がほとんど全く存在しないことから明らかである。

二、また、労基法一四条は、労働者の人身拘束ないし労働強制の弊害を排除することを目的とする規定であり、その限度として一年が定められたものである。

厚労省においても、かねてより、「契約期間は一年を超えるものたとえば三年であるが契約期間中は労働者の側からいつでも解約できる旨の特約がある場合については、労基法第一四条の趣旨からして労働者側の解約の自由が保障されている限り法違反とはならない」（解釈通覧労働基準法全訂七版八十六頁）との解釈を示してきたところであり、今後とも退職の自由が保障されねばならない。

三、ところで、有期雇用契約には民法六二八条が適用となる。同条は、契約当事者は「やむをえざる事由（が）あるときは」「直ちに契約の解除（解雇又は退職）をなすことを得」と規定しており、この規定からすれば、「やむをえざる事由」がないときの退職は契約違反と評価されるおそれがある。

実際に契約違反（債務不履行）を理由に損害賠償請求の訴訟に至ったケースは判例上現れていないが、現実には、労働者が退職申し出をしたところ、「君の募集・採用には大金がかかっているのだから、その分返すか、働け」と使用者から脅かされたというような相談事例は跡を絶たない。

近時でも、看護婦や新聞配達店等での悪質な「足止め」は根絶されていない。有期雇用期間が原則三年、例外的に五年と大幅に延長された場合には、高度な技術者や教育訓練に相応の費用を要する労働者に対する「足止め」策として、民法六二八条を根拠とするトラブルが生ずる危険は高いといわざるをえない。

かかる危険を防止すべく、例えば、大学の教員等の任期に関する法律では、労基法が適用される私立大学教員の任期について「教員が当該任期中（当該任期が始まる日から一年以内の期間を除く）にその意思により退職することを妨げるものであつてはならない」（九条五項）との規定が整備されている。

四、よつて、民法の特別法としての労基法に、労働者はいつにても雇用契約を解除できる旨の規定が置かれなければならない。

有期雇用については即ち一四条の本来の立法趣旨を今次「改正」法において貫くため、労基法に、一年を超える期間の定めのある雇用契約については、一年を経過した後は、「労働者はいつにても雇用契約を解除できる」旨の規定を置くべきである。

このような措置が採られないまま有期雇用の上限延長がなされるならば、使用者による

不当な拘束を招くこととなり、今次改正は、専ら使用者のニーズに応えるものとして厳しく批判されなければならない。

第二裁量労働の裁量性の確保

一、改正法案は、専門職の裁量労働制（三八条の三）につき、企画職の裁量労働制にならない、労使協定事項として、健康福祉確保措置（四号及び苦情処理措置九号）を加えるとしているが、企画職では労使委員会決議事項とされている当該労働者の同意（三八条の四第一項第六号）については何故か、労使協定事項に加えられていない。

二、ところで、社会経済生産性本部の「裁量労働制と労働時間管理に関する調査報告」（二〇〇二年八月九月調査）によれば、裁量労働制が実施されている職場において、出勤時間の裁量を認めない者がいる職場が九・四％、退社時間の裁量を認めない者がいる職場が四・三％、休憩時間の裁量を認めない者がいる職場が二五％、仕事の進め方やスケジュールの決定についての裁量を認めない者がいる職場が三〇・四％、事業所外での労働を認めない職場が六〇・九％とされている。

すなわち、同調査によれば、「業務遂行手段及び時間配分の決定」に自己裁量権を行使しえないにも拘らず、裁量労働のみなし時間制の「適用」を受けている労働者が相当数存在することは明らかである。

三、かかる違法状態を改善・根絶するには、当該労働者の個別具体的な同意を要件とすることが有力な方策であり、同じ裁量労働制に対する規制を同等とするためにも、専門職の裁量労働制について、当該労働者の同意を要件とすべきである。

四、なお、前記調査において、「企画業務型裁量労働制を導入していない理由として多く挙げられているのは、対象者と非対象者の混在によって職場管理が複雑化することへの懸念である。法律上の手続きの煩雑さではない。このことを踏まえれば、むやみに法律上の手続きの簡素化をはかるのではなく、今後の企業経営の変化を見据えながら、企業が使いやすく労働者にも受け入れやすい制度への改定をはかることが適切であろう」とされていることを付言しておく。

（日本労働弁護団）

◇資料2 自治労二世紀宣言(案)◇

基

本

目

標

一、わたしたちは、「自由・公正・連帯」の社会の創造に向け、国内外の民主的な諸団体と連帯して労働運動の前進を期す。

一、わたしたちは、対等な労使関係を確立して組合員の生活と権利の向上をはかり、市民参加と労使の協働で有効な政府を確立する。

一、わたしたちは、公共サービスを担うすべての労働者・労働組合を結集し、市民の生活の質を保障する公共サービスを擁護・充実する。

一、わたしたちは、自治・分権改革の進展にたゆまず努め、参加と自己決定による自立した市民社会、生活と労働の調和する男女平等参画社会を実現する。

一、わたしたちは、安心・安全・信頼の協力社会を構築し、基本的人権の確立・世界平和の創造・地球環境との共生をめざす。

課題は山積み

—組合大会シーズンの始まり(上)—

労働組合の誕生 労働組合はなぜ産業革命の時代とともに生まれたのか。資本は社会的力なのに、資本のもう一方の労働者は数が多い、しかしバラバラだ。これでは資本に対抗できないと自然発生的に、資本に対抗する団結体(組織)として生まれたのが労働組合だ。だから、労働組合は企業の中に、企業の中だけでは労働者階級の利益を守れないから地域さらには全国的な職能、産業別組織へと発展した。日本では第二次世界大戦後、労働組合は企業単位につくられた。企業単位の労働組合では、企業の業績にゆきつくところ振り回される。したがって、労働組合たりにえないと、成長期の総評は企業別労働組合の弱みを①全労働者の闘いとなった春闘のさらなる前進を基礎に、②反合理化を中心とする職場闘争による労働者の成長で産業別労働組合への脱皮をはかった。

その試みは一九六〇年の「三池・安保闘争」、安保闘争は「勝った」けれど、三池闘争では「敗けた」ことで破綻した。春闘は高度経済成長とともに、総評の「闘う力」で前進した。最高揚期は一九七〇年代前半。労働組合の仕事は資本の賃金を中心とする労働諸条件の低下に抗すること、低下に対抗する力はストライキと、ストライキが労働者の意識の成長と高揚をもたらし、資本に大きな打撃を与え、大幅賃上げを達成した。

労働者、労働組合の力が「社会的な力」となるかと思われた一九七四年、「反総評」で集まった民間大企業労組が、「ストライキは会社、日本をつぶす」と、「企業あつての労働組合」との生産性「労働組合論」を展開した。今日の労働運動の現状は、この延長線上にある。そして、行きつくところに行きついたので、○三春闘であった。

薄らぐ存在感 連合は「会社あつての労働組合」を主張する集団(JC)によってつくられた。連合結成から十四年、民間大企業労組のイデオロギーが、これら大企業労組と対立していた労組に浸透し、旧総評の民間労組は旧同盟・JC労組に吸収合併された。それが、産別再編成で、今では「資本と闘う」とのイデオロギーを堅持するのは全国一般、全港湾などごくごく一部である。

民間大企業労組に対抗してきた公務員関係労働組合も、今では自治労、日教組本部にみられるように、連合に助けてもらわなければ焦眉の公務員制度改悪の「闘い」は成功しないといった状況で存在感は薄らぐ一方。自治労は不祥事の後始末に追われ、日教組は土曜休日、文科省の管理強化に現場はモノを考える能力すら喪失するといったありさまである。

労組の教育宣伝活動もすっかり弱まってしまった。多くの組合で「今やインターネットとマンガの時代で、文字を読むことも書くこともなくなつた」と、組合財政ひっ迫の事情とも相まって、機関紙誌が廃止されたり、縮小されたりしているから、職場レベルでも労働組合の存在感は消えていく。組合大会も毎年開催から隔年開催へが一つの傾向となつた。そして、大会の構成員のほとんどが専従役員であったり、支部、単組の役員ばかりで、現場の声はほとんど聞かれることはない。奴隷のようにとりあつかう労務管理がおこなわれ

ているというのである。

組合大会始まる 組合大会は六月一日から二日間おこなわれるＪＲ総連をトップバッターに、ＪＲ連合（六月一七日～一八日）、郵政公社の二つの組合、全通と全郵政が仲良く六月一八日から三日間である。新綱領「自治労二一世紀宣言」（資料２参照）を決定する自治労大会は八月二六日から三日間、教育基本法改悪という非常事態に直面する日教組は八月二五日から三日間との日程。四単産合同をめざす交運四組合（私鉄、全自交、運輸労連、交通労連）は「〇四年連合加盟単位一本化、〇五年組織統合に向け最大限の努力を行う」との方針を論議する。さらには新産別・基幹労連が結成される。この産別は鉄鋼、造船重機、非鉄金属の三つが合併である。

それはともかく、組合大会の課題は山積みだ。信頼をとりもどし社会的影響力をいかにして強めるかであろう。「数は力」であるからまず組織拡大が強調され、その一環として連合内での発言力を高めるためにと産別合同が提案される。

彼我の春闘総括 もっとも論議されるのが春闘「改革」にちがいない。

連合は「春闘は〇一年に改革の第一歩を踏み出した」、「〇三年はミニマム運動課題の設定など改革を前進させるべく取り組みを行った」と、賃金は「連合の調整、産別の責任」、政策・制度は「連合の責任、産別の協力」というＪＣ本来の方針を実行した。その結果がベア要求なし・定昇のみの〇三春闘である。ＪＣは五月末、〇三年闘争を「改革に向けた第一ステップ」と位置づけ、①個別銘柄別の賃金水準重視の取り組み、②ＪＣミニマム運動（三十五歳標準）、③賃金制度改定（成果・成績主義）への対応、などについて「評価と課題」（中間まとめ）で提起した。

連合流「春闘」に異議を唱えるのはごくごくわずかの組合にすぎず、その例外が全国一般。第一に、労働者にとって生計費をクリアーし、労働の質と量に見合ったあるべき賃金水準を横断的に示し、そこへの到達闘争を積極的に指導していくこと。第二には最低賃金闘争の重視である。この場合、生活できる賃金としての法定地域包括最賃闘争を軸に各種最低規制（ミニマム）闘争をその対象となる労働者や組織だけでなく全労働者の闘いとして組織していくこと。第三に、パートタイム労働者、契約労働者、派遣労働者など雇用形態が様々になるなかでの差別や格差により敏感となった運動化である。これらの仲間を労働組合運動が放置するならば、それらの労働者の賃金が労働市場賃金を形成し、その水準への横並び現象が現れてくるのはそう遠くない、との方向性を示す。

日本経団連は「春闘」は「春討」になり、労資の勉強、話し合いの場となったとの認識で、五月二七日におこなわれた日本経団連総会でも労働問題についてはほとんどふれられない。ちなみに〇三春闘の特徴点として日本経団連は次の四つをあげた。

(1)各社の人件費支払い能力にもとづいた自己責任型賃金決定が進み、横並びが廃されるところにも、過去最低の質上げ率となった昨年の結果とほぼ横ばいとなったこと。

(2)総額人件費管理の観点に立った対応がなされ、とくに賞与・一時金が従来にも増して

各社の業績を反映した形で決まるとともに、業績連動型賞与制度の導入が進んだこと。

(3) 一部の企業では、定昇相当分を下回る賃上げ、定昇の凍結、定昇実施時期のくり延べ、期間を限った賃金カットや時間外賃金の割増率の法定基準までの引き下げが行われたこと。

(4) 年功偏重を見直し、成果主義に向けた定昇制度・賃金制度の見直しが進んでいること。日本経団連の思惑どおりに「春闘」改革が進んだことの表明であり、〇四年春闘以降も、現状では昨年十二月発表された『経営労働政策委員会報告』にもとづいて、労使が相互に意志疎通を深め、将来の企業発展と経営環境の変化に応じた賃金制度のあり方などについて討議し検討する「春討」の場となっていくだろうことは間違いない。(つづく)

◇ 読者からのおたより ◇

「人の良いじいさん」の罪 初夏の誘いを感じるような季節となってきましたが、益々、ご活躍のことと拝察いたします。数年前にも投稿させて頂いたと記憶しておりますが、いよいよ時代の歯車は逆回転を如実に呈しています。先般、某所で、今日の右翼的国家体制に至った経過を検証いたしました。「人の良いじいさん」の犯した罪は、とても大きな大罪です。やがて歴史は証明するであります。安保・自衛隊を認めたツケが、今日の状況を招来しているのです。今度は、映画に出演なさるとの報もありました。まったくと言って良いほどなげかわしい限りです。今日ほど、仲間を裏切らない、そして人間を支え合う事が何よりも私は重要と考えます。草々 (広島・T)

編集部より おっしゃるとおり。「群れて流れて、くり返し、反省なし」。これじゃいけません。旅 中国地方への旅人を四日間やった。四月一七日、広島県に到着。毎年恒例の「四・二八中国地方連鎖集会」の始まり。緊急だったのに、十人が集まってくれた。この一年間の四・二八闘争の特徴的な出来事「二つ一つ」を報告した。「二つ」は①東京高裁闘争を原告七人全員で開始したこと、②全通本部相手の「犠牲特例加算裁判」で最高裁百%勝利したこと。「一つ」は、人らしく生きよう「郵政版？」をビデオプレスが制作中だということ。(東京・N)

編集部より 楽しい旅に乾杯。でも飲みすぎないように。つい先日私も大分を旅。飲み過ぎでバテバテでした。しかし、酒は「生命の水」。次の闘いへの方針がつけられました。

リストラの原点 猛威をふるう現在のリストラ首切りの原点ともいえるべき、国鉄分割民営化から十六年。国労組合員を中心とする千四十七名の労働者(それだけじゃない)に対する不当差別・首切り攻撃に負けず、解雇撤回・職場復帰を求める国労闘争団の闘いは、JRに対する最高裁闘争と鉄建公団に対する東京地裁闘争へと発展しています。闘争団を激励する集いを開催します。

編集部より S A R Sで世界は恐慌状態。S A R Sよりリストラ(首切り)が生命をはるかに多くの命を奪っているのに、社会のしくみが宣伝される時。

中身のあったシンポ 六月二日の大分・三重町でのシンポ、お疲れさまでした。中身のあるシンポでしたので、記事にしました。地域面の該当面をお送りします。本来は基調報告のあと、さらに一時間ほど内容を深めてもいいメンバーだったように思います。(福岡・H)

編集部より ごていねいなお便りと資料に感激。記事にも感激。ありがとうございます。国労闘争団、そして労働運動前進のためにぜひお力添えを。

メッセージに感謝 湖西の新緑も日々、輝きをましています。五月二〇日にはお祝いのお心づかいに感謝。写真同封いたします。また、五月三二日の野坂さんを励ます会への文書メッセージがありありがとうございます。「直筆の方がいい」とそのまま増刷し、私の下手な字を書きこんだものを印刷、配布し申しわけありません。皆さん大変喜んでおられました。(しが・I)

編集部より 私が送ったメッセージは、「野坂さんは「一回り上」の人と思っていた。「今年、定年」と、どこかでの会議で聞いた時、ウッソーと思った。野坂さんはいつでもどこでも思うところを率直に、かつ気迫をもって発言される。それだけ運動前進への執念をもっておられるという

ことだろう。人生六十年はとつくの昔のこと。今では還暦、古稀を祝う人も「稀」になった。人生八十年の時代で、自由に使える時間は定年後の方がはるかに長い。言いたいこと、したいことをさらに。若者の声を聞きながら」というものでした。

スワツ有事(戦争)だ! 「有事」と政府が判断すると自衛隊は、紙切れ一枚で自由に陣地を構築できる。田畑を掘り返したり、立木を伐採したり、なんでもありだ。オレの土地だと文句言ってもダメ。二〇万円以下の罰金だ。民家も自由に使用できる。

さらに防衛庁長官は病院の使用、医薬品の保管命令、医師や看護師、トラック業者、建設会社に対して、義務従事命令を出すこともできるのだ。「ウチの病院だつて医薬品は必要」とばかり、物資保管命令に違反して薬品を他へ搬出したり、隠匿したりするとこれまた六ヶ月以下の懲役または三〇万円以下の罰金。「戦争反対、だから出勤しません」なんて言えなくなっちゃうのだ。

これが『有事法制』。日本に「野党」なんて存在しないんだね。SARSの方がよっぽど急を要する「有事」だけどね。

編集部より 病院だけじゃありません。全部です。有事(戦争)とは国家権力の総動員。逆らう者は「国賊」です。(医療労働者・M)

就業規則ってなあに? 労働組合は正光会に対して、就業規則(全八十一条)について、九十四項目にわたり説明を求めています。それは、あまりにも就業規則の条文が抽象的であいまいな表現が多く使われ不明な点が多いということです。この質問に正光会は十七項目につき「条文どおり」とし、六十六項目には「社会通念上において、一般常識的な解釈をしていただければ支障はない」と答にならぬ回答をしてみました。(えひめ・正光会労組)

編集部より 労働組合強化の第一歩ともいえるべき取り組み。あなたの組合でもおためしを。資料は小社にあります。コピーお送りします。ぜひ参考に。

「恐ろしい国」 五月三日の憲法記念日の日比谷集会での発言。戦前は朝鮮を侵略し、戦後それを反省せず、今また有事立法で朝鮮敵視。在日朝鮮女性の必死の声をなんと聞か。(東京・Y)

編集部より イラクについての北朝鮮包囲網づくり。常軌を失っています。政府は「国民感情を無視できぬから」という。国民感情をあまりそのかしているのは政府。

カストロさんの言葉から すこし前の『通信』、キューバのカストロさんの記事が出てましたね。カストロさんは社会主義革命第一世代の唯一の生存者ですね。そのカストロさんのメーデー集会での演説を目にしました。長い長い演説ですが、最後の一節に感銘しました。「われわれは、兵器がどんなに高性能で破壊力の強いものになろうとも、思想には兵器以上の価値があるという、けつして揺らぐことのない確信を堅持している。チェ・ゲバラがわれわれに別れを告げた時の言葉を訴える。『勝利に向けて前進しつづけよう』。今、私たちにとって重要なのは気迫、そして執念。(東京・T)

編集部より アメリカはアフガン、イラクを軍事占領。その軍事力でアメリカに与みしない北朝鮮、中東諸国を恫喝しています。その次はキューバです。「カストロ後」のキューバに作戦を練っているにちがいません。

「原発なし」でも電気は大丈夫 首都圏大停電の報道をウサンクサイと感じている人々は少なくないと思う。友人たちと話している感想だ。「原発なし」で電気は大丈夫なのである。東電や国の発表数字には、いくつものカラクリ、インチキがある。本音は、原発を再開したいのだ。原発なしで、暑い夏が乗り切れてしまったら困るのだ。(東京・T)

編集部より 私なりに勉強。結論は同じ。原発はいりません。通信でも報じています。

飛びたくてならない風の浮葉かな

解雇撤回・職場復帰を実現した友人に贈った句。

飛びたくてしょうがなかった彼は、本当に飛んで、見事争議に勝利した。

うらやましい。(浮葉Ⅱ水面に浮いて見える蓮の新葉)

笑三郎